

西内委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、議案の付託等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 議案等の付託について

西内委員長 初めに、資料1、議案等の付託についてである。
知事提出議案29件及び請願4件を、お手元にお配りしてある議案付託表及び請願一覧表のとおり、本日の質問終了後、所管の常任委員会に付託することにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

2. 決議案の提出について

西内委員長 次に、7ページの資料2、決議案の提出についてである。
前回の議運で日本共産党会派から決議案の提出について申出があり、一旦各会派に持ち帰った上で今後の議運で協議することとしていた。

この件について、会派間で文言の調整等が行われ、改めて交渉会派5会派の連名で本日の会議に決議案を提出したいとの申出があったので、その案文を資料2としてお手元にお配りしてある。

この決議案の取扱いについては、緊急性があるものとし、本日の本会議への提出を認めることで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

次に、この決議案については、所管の常任委員会に送付せず、議運で協議することとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

「ガザ地区における一刻も早い停戦と人道状況の改善を求める決議」案の内容についての協議を行う。

交渉会派5会派からの提出ということであるが、この場で御意見があればどうぞ。

(なし)

西内委員長 それでは、この決議案については、議案として議運の委員の連名で本日の本会議に提出することで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。
 なお、細部の文言の調整が必要となった場合には、正副委員長に一任願う。
 次に、本日の本会議での議事手続についてである。
 この「ガザ地区における一刻も早い停戦と人道状況の改善を求める決議」案については、本日の本会議において、議案等の付託の後、日程に追加して議題とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、いかがか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

3. その他

(1) 意見書・決議案の提出期限

西内委員長 次に、その他についてである。
 まず、意見書・決議案の提出期限についてである。
 さきほど御協議いただいた決議案以外に会派提出の意見書・決議案がある場合は、本日の本会議終了後1時間以内に事務局に提出されるよう、御協力願う。

(2) 工事に伴う通行規制

西内委員長 次に、8ページの資料3、工事に伴う通行規制についてである。
 このことについて、事務局に説明をさせる。

福島総務課長 8ページの資料3、工事に伴う通行規制について御説明させていただく。
 本庁舎玄関前のひさしの上、車寄せができるところであるが、その上の部分に太陽光ソーラーパネルの取付工事を行うと管財課から連絡があった。
 この工事は資料記載の日程のとおり、土日等の閉庁日のみに行うが、工事に伴い、通常通行いただいている県庁東側の橋が通行止めとなる。この期間に登庁される場合、県庁西側の橋から入退場していただくことになる。
 なお、西側の橋については、閉庁日は一般車両が進入しないようロープを張っている。入場する場合は、誠にお手数をおかけするが、御自身でロープを外していただき、通過後は元通りに御自身でロープをかけていただく必要がある。その後、通常の進行方向の逆、玄関前を通過し議会棟に向かい、議員駐車場に止めていただくことになる。お帰りの際は、その逆を通行いただくことになる。お帰りの際のロープの開閉は、入場の際と同様御自身で行っていただく必要がある。
 御迷惑をおかけするが、御理解、御協力のほどよろしくお願いする。
 工事に伴う通行規制のお知らせは、以上である。

西内委員長 何か質問はないか。

(なし)

西内委員長 それでは、説明のとおりで御了承願う。

(了承)

(3) その他

西内委員長

ほかに、その他で何かないか。

(なし)

西内委員長

それでは、協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、明日12月21日木曜日午前9時から開催することとする。

協議事項は、意見書・決議案の送付先等についてである。

本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。